

○古屋(範)委員 前政権におきまして、累次の経済対策、生活支援の中でこの訓練・生活給付制度をつくってきたわけでありませけれども、今、二十三年度から恒久的な措置にするというふうに明言をされましたので、ぜひともそのとおり実行していただきたい、このように思います。

次に、介護職員の処遇改善ということについてお尋ねしてまいります。

この雇用を創出するという、現在、有効求人倍率は過去最低の〇・四二倍。若干は改善をしておりますけれども、〇・四倍台で推移をしているということでもあります。

政府は、緊急経済対策で、緊急雇用創造の充実ということで、今大臣もおっしゃいましたけれども、介護、医療、農林、環境等の分野で新たな雇用機会を創出するための事業、今回の第二次補正で一千五百億円を計上されております。

特に、私は、雇用の大きな受け皿として期待されている介護分野ということに注目をしていきたいと思っております。特に、介護現場で人手不足が慢性化している一方、介護福祉士などの養成学校は訓練生であふれているが就職には結びつかない、こういう現状もございます。

公明党は、介護の充実こそ最重要課題ということで、昨年十一月から十二月にかけて、介護総点検運動を全国の三千名を超える議員で行ってまいりました。私も、介護施設に何度も足を運びまして、職員の方々からさまざまな意見を伺ってまいりましたし、また、街角にも立ち、アンケート活動にも立ってまいりました。国民に直接話しかけ、そしてお答えいただくということで、プライベートな質問であるのでなかなか答えていただけないかなとは思ったんですが、道行く人々、結構私たちの介護アンケートに答えてくださいました。

その中で、七十二歳の女性は、夫の介護をしているけれども老老介護だ、また、施設への入所、経済的な負担などが不安だということも切々と語ってくださいました。また、介護現場で苦勞していらっしゃる方々の声も伺ってまいりました。

今、党としては、新介護ゴールドプランの策定をしている真っ最中でもございます。

今回の総点検運動の中で、介護職員として働いている方々へのアンケートで、働ける限り介護の仕事をしたい、続けたいと答えた方が七割いらっしゃいました。仕事にやりがいを感じているということもよく伝わってまいりました。しかし同時に、心身の負担が大きい、業務内容に対して収入が低いと答えた方も八割に上っております。介護を敬遠する理由として、全産業の平均の六割から七割程度という低い給与水準が問題となっているわけでもあります。

大臣は、予算委員会の井上幹事長の質問に答えて、この介護職員の処遇改善ということで、月四万円程度アップしたいという答弁をなされていたと思うんですが、私たちも、約四千億近い基金を積んで、月一万五千元程度のアップということを予算計上してまいりまして、月四万円ということになりますと相当な財政規模ということになろうと思いますが、大臣、この具体的な制度設計なり全体の財源の確保、これについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○山井大臣政務官 この四万円、介護職員の賃金を引き上げるというのは、民主党のマニフェストに書いてあることでございます。そして、古屋議員御指摘のように、この不況の中で介護職員が非常に人手不足に陥っている、そのためには介護職員の賃金引き上げは急務だというふうに思っております。

御存じのように、旧政権下で二年半に限ってつくられました介護職員の処遇改善の交付金、二年半で切れます。その意味では、残された一年半のうちにさらに引き上げまして、四万円に達するように、四年以内には、マニフェストで約束したことですから、やっていきたいというふうに考えております。

さらに、この処遇改善交付金に関しましては、公明党さんも御指摘のように、介護職員だけの賃金引き上げにしかない、もっと広げるべきではないかという御主張がございまして。

このことについては、私たちもそのような御批判はいただいているわけですが、介護職員以外の方に広げますと、一・五倍に人がふえますもので、今の交付金四千億円でしたら、それを介護職員以外の人に広げますと

六千億円になってしまいます。

そういう意味では、本当に現場では、介護職員のみならずケアマネの方や事務職員、給食の担当の方々、みんなチームでケアをしているわけで、非常に心苦しいわけでありますけれども、ここは財源に限りがあるために、最も今人手不足が深刻な介護職員の方の賃金引き上げをまず優先するというふうに考えております。

○古屋（範）委員 具体的な財源についての御答弁はなかったというふうに思います。

介護の問題につきましては、引き続き、重要な問題でもありますので、次の機会にさらに議論を深めてまいりたい、このように思います。

そこで、今回の法案に入っております。

先ほど二人の委員からも質問があった点でもございますが、私の方からも確認をさせていただきたいと思えます。平成二十一年度において、現行の国庫負担金のほかに三千五百億円、一般会計から労働保険特別会計へ繰り入れるというふうになっておりますけれども、この理由として、雇用保険制度の当面の安定的運営を確保するとなっております。

そこで、失業等給付関係収支状況を見ますと、第一次補正後、差し引き余剰金七千九百五十二億円の赤字ということであります。しかし、積立金残高は四兆七千八百六十八億円となっております。この状況を見ますと、赤字が発生したとしても、失業給付に係る安定的な財政運営を確保するためには積立金を取り崩せばよいのではないかと考えられるわけであります。

今回、積立金を活用せず、法律改正までして新たに三千五百億円の一般財源を投入することにしたこの理由について、お伺いいたします。

○細川副大臣 先ほども議論がありまして、大臣の方からお答えをいたしました。重複するかと思えますけれども、お許しいただきたいと思えます。

本来、失業給付の国庫負担については四分の一、こういうことになっておりましたけれども、平成十九年度からこれを四分の一の百分の五十五という、国庫負担の割合が低くなってきたところであります。そこで、私たちはこれを本来の四分の一にまずは戻すべきではないか、これが私どもマニフェストなどでもお約束をしていたところでございます。

そしてもう一つは、やはり、今度の雇用失業状況が大変厳しい状況になっておまして、二十一年度単年度で約八千億円の赤字、来年度も七千億円程度の赤字になるのではないかと見込まれております。過去にも、四、五兆円の積立金がありましたけれども、大変経済が悪くなりまして失業がたくさんふえまして、その失業率も五・五というそんな事態になりまして、そのときには、平成十四年にはわずか四千億円程度の積立金しか残らないような、そんな大変な事態になりまして、そこで保険料を上げたりとかあるいは給付金も削減をするような、そんな事態になったこともございます。

史上最高の失業率五・七%というようなことも昨今経験もいたしまして、非常に悪い状況でありますから、まずは雇用保険の財政的なものを安定的に運用するというので、まずは国民の皆さんに安心をしてもらうということで、この際、三千五百億円のお金を一般会計から投入させていただく、こういうことを決めたところでございます。御理解をいただきたいと思えます。

○古屋（範）委員 今、るる御説明をいただきましたけれども、今回の改正案については、平成二十二年度予算の総額を抑制したいという財務省、そして必要な財源を確保したいという厚労省の利害が一致をしたのではないかと、そういうことが類推をされるわけであります。

そして、失業等給付費を除く支出、これについて資料要求をいたしましたけれども、全体で約二千億のお金が使われております。業務取扱費、施設整備費、また他勘定への繰り入れ、予備費ということで全体二千億ということでありまして、その業務取扱費の内訳もいただいておりますけれども、ぜひ、こうした失業給付等に係る以外の支出について、ここそ事業仕分けをしっかりとさせていただきたい、このように思いますけれども、もしこれについて御所見があればお伺いいたします。

○長妻国務大臣 これについては、雇用保険特別会計二事業の勘定と本体の勘定、それぞれ、さらに厳しく、無駄のなきように、怠りなきよう、我々取り組んでまいりたいと思っております。

○古屋（範）委員 もう時間でございます。

今くしくも大臣おっしゃいましたけれども、今回、総務省の方からもこうした雇用保険二事業に対しまして勧告がなされております。ぜひ、こうしたところ、見直し、精査を徹底して行っていただきたい、このように思います。

以上で質問を終わります。

○藤村委員長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋（千）委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

昨年、年越し派遣村に象徴された雇用の破壊に対し、何とか国会もこたえようと、雇用保険法の改正が行われました。わずか一日でしたけれども施行日を四月一日から三月三十一日に前倒しをしたことで、雇用保険が受けられるようになりましたと集会で発言をしていた青年もおりました。国会の果たす役割、そして雇用のセーフティネットとして雇用保険の役割が本当に重要になっているのではないかと考えております。

そこで、国庫負担については、昨年の法改正の際に本委員会の附帯決議において、「今後、雇用失業情勢のさらなる悪化によって安定的な財政運営に支障が出る恐れがあり、現在、百分の五十五に軽減されている国庫負担の暫定措置については、本来の四分の一に戻すことを検討すること。」と明記をされました。また、民主党のマニフェストにも、本則に戻すとあったはずであります。

私どもは、まず、この本則に戻すという考え方に賛成であります。しかし、残念ながら、今回出された法案はそれとは若干違うものであります。

先ほど来、なぜ三千五百億円なのかという議論がされておりましたけれども、私の理解は、本則に戻した場合に必要な額の今年度の残り三カ月分と来年度の十二カ月分相当という考え方だと理解をしておりましたけれども、それでよろしいでしょうか。まず、確認です。

○長妻国務大臣 この本則に戻すというのは、私ども、前から申し上げているところであります。実は、今回の法案にも、安定的財源を確保した上で二十三年度において本則に復帰できるように努めるというように書いてあるところで、私としましても、平成二十三年度には法律上も本則ということをしてまいりたいと考えております。

○高橋（千）委員 質問に答えておりませんが。

○山井大臣政務官 高橋議員がおっしゃったように、十五カ月間です。

○高橋（千）委員 まず、確認をされました。十五カ月分だということでもあります。

そこで、さっき、早いとかなんとかという話がありましたけれども、私は違うと思うんです。二十一年度の補正予算ですから、今積むのは三カ月分だけにして、二十二年度予算案で本則へ戻すという法案と一緒に予算を提案されるべきではなかったでしょうか。

○長妻国務大臣 いろいろ先ほども御指摘をいただきましたけれども、基本的に、第二次補正で緊急的にこの三千五百億円を措置していきたい。そして、過去の事例を見ても、四兆円もあった積立金が急速に減る、こういう事態もございまして。国民の皆様が安心していただくということも含めて、そういう措置を今回させていただいたということでもあります。